

工事成績との関係（施工プロセスのチェック）

プロセスチェックで問題がない場合

〔評価対象項目〕

評価	削除	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体制図で確認できる。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	請負代金内訳書が契約後5日以内に提出されている。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	その他

プロセスチェックで問題がある場合

〔評価対象項目〕

評価	削除	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体制図で確認できる。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	請負代金内訳書が契約後5日以内に提出されている。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	その他

評価対象
として評
価欄に
チェック
を入れない。

配置技術者の現場専任 1

	現場代理人	主任技術者又は監理技術者
設置根拠	<p>○公共工事標準請負契約第10条（要旨） （現場代理人等）</p> <p>第10条 請負者は、次の各号に各号に掲げる者を定め、・・・書面によりその指名を発注者に通知しなければならない。</p> <p>(1)現場代理人</p> <p>(2)主任技術者（建設業法第26条の2～26条の4）</p> <p>①下請契約請負代金3千万円以上は監理技術者</p> <p>②2千5百万円以上の公共性がある重要な工事は専任の主任技術者又は監理技術者</p> <p>③地方公共団体等、法人が発注者である建設工事は資格者等の交付を受けている監理技術者</p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取り締まりを行うほか、次の権限を除き、この計画に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。</p> <div data-bbox="465 901 1028 1177" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負代金額の変更 ・ 工期の変更 ・ 請負代金の請求及び受領 ・ 措置請求に受理・決定・通知 ・ 契約の解除に係る権限 </div> <p>3 （略）</p> <p>4 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>（参考）現場代理人を置く場合の通知に関しては、業法第19条の2の規定あり。</p>	

配置技術者の現場専任 2

	現場代理人	主任技術者又は監理技術者
位置付け・要件	<p>請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取り締まりのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として、工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐することとされている。</p> <p>○工事の施工に関する一切の事項 工事現場の保安、火災予防、風気衛生等の事項が当然含まれる。</p> <p>(要件) 仕様書・入札心得で要件を規定</p>	<p>工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法第26条の1、26条の2の規定により、義務づけられている技術者である。</p> <p>(要件) 当該建設工事を施工する建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者であることを要する。(建設業法解説)</p>
職務及び権限	<p>契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取り締まりを行うこと及び除外該当権限を除く請負者の一切の権限を行使すること。</p> <p>※除外該当権限に係る権限を除き、現場代理人に対し、意思表示等を行えば足りることとなる。</p>	<p>【主任技術者】 工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることであり、これにより建設工事の適正な施工を確保しようとするものである。</p> <p>【監理技術者】 建設工事の施工に当たり、大規模な下請けをする場合に下請人を適切に指導、監督するという総合的な機能を果たすもので、主任技術者のように具体的な工事に密接に関与して細かな指示を与えるものとは、若干性格を異にする。</p> <p>主任技術者と同様、施工の技術上の管理をつかさどることであるが、具体的な機能は、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務が重要視されるものと考えられる。</p>

配置技術者の現場専任 3

	現場代理人	主任技術者又は監理技術者
常駐・専任	<p>「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味する。</p> <p>※発注者又は監督員との連絡に支障を来さないことを目的としている。</p>	<p>工事現場への「専任」は、原則として現場に常駐することが求められるが、発注者との打合せ等のため現場を離れる場合といった当該工事に専念する状態も含んでいる。</p> <p><u>※ただし、工事現場を離れている場合においても、緊急時には速やかに対応できる体制であることが必要である。</u></p> <p>【専任制の特例】</p> <p>専任が必要な工事のうち、密接な関係のある二つ以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。</p> <p>ただし、監理技術者については、この規定は適用されない。</p>

建設工事と技術者の配置について

建設工事と技術者の配置について

京都府土木建築部

第1 建設業法で必要とする技術者等

1 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業：国家資格者、実務経験者（年数規定有）
- ・特定建設業（指定建設業）：一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業（指定業種以外）：一級国家資格者、指導監督の実務経験者（年数規定有）

◎ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなりません。

◎ 営業所専任技術者は、次の条件を満たす場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この条件が満たされる場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。

◎ 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

◎ 営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経営業務の管理責任者の要件を満たしておれば、これを兼ねることもできます。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

(1) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

建設工事と技術者の配置については、京都府ホームページの建設工事等入札関連情報

（<http://www.pref.kyoto.jp/ny-usatu/index.htm>）に公表されていますので十分把握しておいて下さい。

技術者が途中変更となる場合は引き継ぎ期間が必要とされています。

NEW

「競争入札心得」は
平成18年8月7日に改正

現場での主な掲示物

名 称	区 分	根 拠
1 建設業許可票	必須（ 全ての下請けも含む ）	建設業法第40条、施行規則25条
2 労災保健関係成立票	必須	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第74条
3 建設業退職金共済制度加入現場ステッカー	必須	特記仕様書
4 施工体系図	請負額3,000万円以上（又は監督員指示）	特記仕様書・適正化法（建設業法では下請総額3,000万円以上）
5 作業主任者	該当時	労働安全衛生法第14条

工事成績との関係（施工程プロセスのチェック）

施工程プロセスのチェックリストでは、施工体系図等の掲示物の確認を行うことにされており、不適切である場合は是正指導し、改善がされない場合は成績表定評の【「施工程プロセス」チェックで指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。】の項目を減点対象とします。

施工程プロセスのチェックリスト

施工体制 台帳施工 体系図 (下請総 額 3千 万円以上 の工事)	施工体制台帳を現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)	建退共制 度等	掛金収納書の写しを契約締結後1カ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)
	施工体制台帳に下請契約書の写し及び再下請通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)		「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工中1回程度)
	施工体制台帳添付の下請契約書等に金額が記載されている。 (施工時の当初、変更時)		労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。 (施工中1回程度)
	施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		建退共証紙の配布を受払簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)
	施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工中月1回程度)		
施工体系図に記載の主任技術者と施工計画書に記載の技術者が本人である。 (施工時の当初、変更時)			

現場での掲示物（建設業許可票）

建設業法

（標識の掲示）

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

建設業法施行規則

（標識の記載事項及び様式）

第二十五条 法第四十条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、店舗にあつては第一号から第四号までに掲げる事項、**建設工事の現場にあつては第一号から第五号までに掲げる事項とする。**

- 一 一般建設業又は特定建設業の別
- 二 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- 三 商号又は名称
- 四 代表者の氏名
- 五 **主任技術者又は監理技術者の氏名**

2 法第四十条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあつては別記様式第二十八号、建設工事の現場にあつては別記様式第二十九号による。⁴⁵